

入札告示

札幌市告示第 2171 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令 6 年 5 月 17 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課制度調整担当係

電話 011-211-2988 メールアドレス kodomo.daredemo@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市こども誰でも通園制度試行的事業に係るコールセンター
一等業務
- (2) 調達案件の仕様等 業務仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日まで
- (4) 履行場所 原則受託者が確保する。
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 令和 4 年～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類「大分類：一般サービス業」の、「中分類：その他サービス業」に登録されている者であること
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと

- (6) 受託者は、本市を含む地方公共団体において、過去 5 年以内にコールセンター業務に関する事務等を受託した実績があること
- (7) 株式会社 Graffer が提供するオンライン申請サービスと同等のオンラインサービスを取り扱っていないこと。また、直接サービスを取り扱っていても代理店営業を行っていないこと

4 入札書の提出等

(1) 入札書の受領期限

令和 6 年 5 月 27 日（月）17 時 00 分（送付の場合は必着）

(2) 入札書提出方法

ア 原則として郵送によること。ただし、開札場所への直接持参も可。

イ 入札書は、札幌市子ども未来局子育て支援部の一般競争入札等に係る HP で公表されている様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 6 年 5 月 28 日（火）10 時 00 分開札〔札幌市こども誰でも通園制度試行的事業に係るコールセンター等業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 1 宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

札幌市子ども未来局子育て支援部の一般競争入札等に係る HP の URL

(<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosha/nyusatu.html>)

ウ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 6 年 5 月 28 日（火）10 時 00 分開札〔札幌市こども誰でも通園制度試行的事業に係るコールセンター等業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記 1 宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

原則として所定の様式「入札説明書 別紙 質問票」を用いて、電子メール（推奨）により提出すること。ただし、書面による持参も可とする。

イ 提出先及び提出期限

上記 1 宛に、令和 6 年 5 月 22 日（水）11 時 00 分までに提出すること。ただし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く毎日、8 時 45 分から 17 時 15 分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和 6 年 5 月 23 日（木）16 時 00 分以降、札幌市子ども未来局子育て支援

部HPに掲載する。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和 6 年 5 月 28 日（火）10 時 00 分 上記 1 事務室

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

カ 開札への立ち会いを希望する入札者又はその代理人は、事前に上記 1 へその旨を連絡すること。

5 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。

以上